

「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」 の開催について

1. 目的

高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を開催し、高齢者及び障害者の消費者トラブルに関して情報を共有するとともに、高齢者及び障害者の周りの方々に対して悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みを構築する。

2. 構成

連絡協議会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、連絡協議会は、必要があると認めるときは、構成員を追加等することができる。

3. 活動

連絡協議会は、次の事項について情報共有、意見交換等を行う。

- (1) 高齢者及び障害者の消費者トラブルの動向
- (2) 構成員の取組状況
- (3) 高齢者及び障害者の周りの方々に対して情報提供等を行う
仕組み
 - ① 構築（情報の内容、情報の収集・提供方法等）
 - ② フォローアップ
- (4) その他高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等に必要と認められる事項

4. 庶務

連絡協議会の庶務は、消費者庁消費生活情報課において行う。

5. その他

- (1) 連絡協議会の会議は、原則公開とする。
- (2) おおむね1年で連絡協議会の活動のレビューを行い、必要な対応を図る。

(別紙)

[構成員]

(高齢福祉関係団体)

一般社団法人日本介護支援専門員協会
一般社団法人日本在宅介護協会
公益社団法人全国老人福祉施設協議会
公益社団法人認知症の人と家族の会
公益財団法人介護労働安定センター
公益財団法人全国老人クラブ連合会
社会福祉法人全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
全国民生委員児童委員連合会
特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会

(障害者関係団体)

一般財団法人全日本ろうあ連盟
社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
社会福祉法人日本盲人会連合
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会

(専門職団体)

公益社団法人日本介護福祉士会
社団法人日本社会福祉士会
公益社団法人日本精神保健福祉士協会

(消費生活関係団体)

公益財団法人消費者教育支援センター
一般財団法人日本消費者協会
公益社団法人全国消費生活相談員協会
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
主婦連合会
全国消費者行政ウォッチねっと
一般社団法人全国消費者団体連絡会
全国地域婦人団体連絡協議会
特定非営利活動法人日本消費者連盟

(政府等)

内閣府

警察庁

金融庁

厚生労働省

経済産業省

国土交通省

消費者庁

独立行政法人国民生活センター

[オブザーバー]

特定非営利活動法人消費者機構日本

日本生活協同組合連合会

内閣官房

東京都

北海道